

後期中観思想の形成とダルマキールティのプラマーナ論

—— 推理 (anumāna) による無自性論証の成立根拠 ——

森 山 清 徹

〔抄 録〕

カマラシーラ (c.740-795) の *Madhyamakāloka* (Māl) における一切法無自性を証明する際の推理 (anumāna) 論の特徴を究明する。それは、非実在なもの (例えば虚空等) をダルミンとする場合は、知におけるダルミンや名称のみの単なるダルミン (kevaladharmin) として、また能証と所証を単に排除のみとして証明する。その際、同一性 (tādātmya) と危惧される能証と所証の無区別の問題に関してはダルマキールティのアポーハ論、シャーキャブツディの否定対象 (ldog pa, vyāvṛtti) の区別論の活用により対応するものである。他方、特殊な学説 (siddhānta) によるものではなく言語行為として成立しているものをダルミンとする場合は、言語行為としての三種の能証 (結果、自性、無知覚因) により対立関係、遍充関係、因果関係は言語行為として成立すると立論する。また、因果性 (tadutpatti) に関してもダルマキールティの見解により概念知 (kalpanā) によると解釈し、同一性の関係と共に非実在にも適用可能とする。すなわちカマシーラはダルマキールティが肯定的推理、否定的推理を実在 (vastu) により実在を証明するとするに対し、言語行為により言語行為を明らかにするという推理論を確立している。そこにはダルマキールティの理論の活用、逆用、批判がある。したがって、推理論に関する Māl 前主張はダルマキールティの理論からなると見られる。それに対しカマシーラは後主張で以上の推理論に立ち、それを中観の理論の再構築として自、他、自他の二、無因からの不生の能証や一多を欠くことの能証を能遍の無知覚因 (vyāpakānupalabdhi) として無自性を証明する推理論を確立している。

キーワード ダルマキールティ、シャーキャブツディ、カマラシーラ、
Madhyamakāloka、vyavahāra

後期中観派の特徴とは、ダルマキールティにより確立され、その弟子達特にシャーキャブツディにより解釈された論理学すなわち直接知覚 (pratyakṣa) と推理 (anumāna) 論の活用、

批判によって無自性を論証しようとするところにある。

まず直接知覚に関する論議（MāI 前主張 P144a8-b6, D134a7-b6）（後主張 P183a1-186b3, D168a1-171a2）において、カマラシーラに特徴的なことの一つはダルマキールティのヨーガ行者の直接知覚（yogipratyakṣa）論を活用していることである。すなわち対論者が MāI 前主張で、一切法無自性はヨーガ行者の直接知覚によって知られるという中観派の主張には論理性（yukti）がない、と詰問することに端を発し、後主張において、カマラシーラはヨーギン達の修習の結果得られる一切法無我と悟る知は、無分別であり、明瞭に顕現（sphuṭābhāsa）し、整合して（avisamvādaka）いて直接知覚としてのプラマーナである、と述べその論理性を提示する。これは、無自性の直観を無私の直観と見立てダルマキールティの PVIII 281-286における修所成慧としてのヨーガ行者の直接知覚論——無分別、明瞭な顕現、整合した知——を活用するものであると共に逆用するものである⁽¹⁾。カマラシーラも『修習次第』（*Bhāvanākrama*）で修所成慧にヨーガ行者の直観を位置付けている⁽²⁾。また、以下で検討する推理による無自性論証に関して自、他、自他の二、無因からの不生を論理的根拠とする四不生因や一多を欠くことを論理的根拠とする離一多性因による無自性論証も、論理（yukti）による証明として、聖教（āgama）による証明と共に思所成慧（cintāmaī prajñā）に置かれている⁽³⁾。

以下において究明の中心である推理に関して、ダルマキールティの理論は実在（vastu）に基づき実在の証明を目指し、それには自性間の結合関係（svabhāvapratibandha）すなわち同一性（tādātmya）あるいは因果性（tadutpatti）を有する三種の確実な能証（立証因）——同一性、結果、無知覚因だけが適合するというものである——に対し、後期中観派は、その理論を活用、逆用、批判し、すなわちそれらは非実在（avastu）にも適用可能とし、無自性を論証しようとする。それには、自性を否定し無自性であっても、同一性や因果性という推論の成立要件が満たされ得ることを論じなくてはならないが、それは以下に示す点において究明されている。そこでまず後期中観派、特にカマラシーラが『中観光明論』（*Madhyamakāloka*）において取り上げるダルマキールティ及びシャーキャブッディの推理論から検討することにする。

I. ダルマキールティとシャーキャブッディの推理論

A. 非実在なものをダルミンとする場合

PV 他比量 vv.141-142⁽⁴⁾でダルマキールティが「虚空に前なる自性が存在しないことを一時に音声などを生起するものではないことにより否定する」点を、シャーキャブッディは継時的同時的に因果効力を発揮することと対立することを立証因として論じ、その因は排除のみ、すなわち絶対否定と規定する。すなわち非実在なダルミンであっても排除のみを意味する所証、能証を退けることはないとする。cf PVT(Ś)Ñe D269a2-5⁽⁵⁾

B. 実在をダルミンとする場合

PV 自比量 v.1

(1)pakṣadharmas tadarṁśena vyāpto hetus tridhaiva saḥ /
avinābhāvaniyamād dhetvābhāsās tato 'pare //1//

PVSV pp.2,19-3,4

(2)tatra dvau vastusādhanav ekaḥ pratiṣedhahetuḥ /

(3)svabhāvapratibandhe hi saty artho 'rthaṁ na vyabhicarati / sa ca tadātmatvāt /

(4)tadātmatve sādhyasādhanabhedhābhāva iti cet / na / dharmabhedaparikalpanād iti
vakṣyāmaḥ / tathā cāha /

(5)sarva evāyam anumānānumeyavyavahāro buddhyārūḍhena dharmadharmibhedaneti /
bhedo dharmadharmaitayā buddhyākārakṛto nārtho 'pi / ……kāryasyāpi svabhāvapra-
tibandhaḥ / tatsvabhāvasya tadutpatter iti /

(1)主題に所属するものであり、それ(主題)の部分(所証)によって遍充される能証は三種
(同一性、結果、無知覚因)だけである。なぜなら、[その三種には]必然的關係が確定され
るからである。それ以外のものは、似て非なる因である。(v.1)

(2)そのうち、二(①結果と②自性の因)は実在を証明するものであり、一(③無知覚→(6))は
否定を証明する因である⁽⁶⁾。

(3)なぜなら自性間の結合関係(svabhāvapratibandha)(同一性と因果性)が存在する場合、
対象は対象を逸脱しないからである。また、それが、それを本質としているもの(tadāt-
matva)だからである。

[反論]

(4)同一性(tadātmatva)の場合、証明するもの(能証)と証明されるもの(所証)の区別が
存在しない⁽⁷⁾。

[答論]

そうではない。我々はダルマの区別は構想されたものであるから、と述べるのである。【証明
されるものと証明するもの(sādhyasādhana)の区別は否定対象(ldog pa)の相違により設
けられるからである。これは他者の否定(gshan sel ba, anyāpoha)の際にいわれなくてはな
らない。PVT(Ś)(P12b3-5, D10b2-3)】また、同様に

(5)この推理と推理の対象という言語行為(vyavahāra)のすべては、知のなかに置かれた主題
とダルマの区別によるのである⁽⁸⁾、と述べる。主題とダルマとしての区別は知の形象により
設けられたものであり、対象自体ではない。……結果にも自性間の結合関係がある。その【結
果の】自性はそれ【因】から生起したものだからである。

【無知覚は同一性の能証の内に含まれるから二(PVSV p.3,5 dvau)というのである。】

<(1)–(5)の下線部はカマラシーラが引用ないしは言及するものである。【 】内はシャーキャ
ブッディ注 PVT(Ś)(P13a6-8, D11a2-4)>

(6)無知覚 (anupalabdhi)

PVIII 96cd

tathā vastv eva vastūnām svanivṛttau nivarttakam //⁽⁹⁾

【実在こそが実在を証明するのと (PVIII96ab)】同様に実在こそが自からを否定する場合、諸の実在を否定する。

①自性の無知覚 (svabhāvānupalabdhi)

1. PVIII 99

yadapramāṇatā 'bhāve liṅgaṁ tasyaiva kathyate /

tad atyantavimūḍhārtham āgopālam asaṁvṛteḥ //

無知覚が、それ自体の存在しないことに関して能証が述べられるのは極めて愚かな者のためである。牛飼いにも明瞭だからである。

2. PVSV p.4,18-19

athānyopalabdhya 'nupalabdhisiddhir iti pratyakṣasiddhā 'nupalabdhīḥ / tathānyasattayā 'sattā kiṁ na sidhyatīti //⁽¹⁰⁾

【反論】

他のもの【壺などを欠いた地面】を認識することにより無知覚は成立する故に、無知覚は直接知覚により成立するものである。

【答論】

同様に他のもの【壺などを欠いた地面など】が存在する故に【肯定によっても否定されるもの（壺など）の】無存在が成立しないであろうか。【そうであれば、[壺の] 知の存在しない如く無も直接知覚⁽¹¹⁾によって成立するから、無知覚の能証は無存在を成立させるものではない。それではどうかというなら、[無知覚の能証は愚者のための cf PVIII 99] 無なる言語行為 (vyavahāra) に他ならないのである。】

【 】はシャーキャブッディの PVT(Ś) (P17b3-7, D14a7-b3)

②超感覚的なもの (atyantaparokṣa) には対立関係 (viruddha)⁽¹²⁾が成立しない。

1. PVIII 92cd

atīndriyāṇām arthānām virodhasyāprasiddhitaḥ //

諸の超感覚的なもの（一切智者など）には対立関係の確定がないからである。

2. PVSV p.5,12-16

viruddhasyāpy anupalabdhya bhāvena virodhāpratipattiḥ / tathā hy aparyantakāraṇasya bhavato 'nyabhāve 'bhāvād yirodhagatiḥ / sa cānupalabdheḥ / anyonyopalabdhiparihārasthīlakṣaṇatā vā virodho nityānityatvavat / tatrāpy ekopalabdhya 'nyānupalabdhir evocyate /

対立関係に関しても無知覚が存在しなければ対立は知られない。というのは、(a)完全な因を有

して存在しているものが他のものが存在する時に、存在しないことから対立の理解がある。また、それ（対立）は無知覚によるのである。あるいは、(b)相互に認識を退け合って存在することを特徴とすることが対立である。常と無常のように。その場合も一方が認識されることによって他方はまさしく認識されないことがいわれる。

3. シャーキャブツディは二種の対立関係の名称を示している。【PVT(Ś)III D175a4 同時に存在しないことを特徴とすること (lhan cig mi gnas pa'i mtshan ñid can) 及び相互に退け合って存在することを特徴とすること (phan tshan spañs te gnas pa'i mtshan ñid can) cf PVT (Ś) I 16a1-2】

③能遍の無知覚 (vyāpakānupalabdhi)⁽¹³⁾

③-1. PVIII 98

tatrāpi vyāpako dharmo nivṛtter gamako mataḥ /
vyāpyasya svanivṛttiḥ cet paricchinnā kathañcana //

その場合にも〔遍充関係や因果関係が成立している場合〕能遍が自ら否定されると何らかの仕方
で確定される時、所遍の否定が理解されると考えられる。

③-2. PVSV p.6,5-6.

vyāpakasvabhāvāsiddhir uktā yathā nātra śirīṣapā vṛkṣābhāvāt /

能遍の無知覚 (vyāpakānupalabdhi) は、例えば、ここにシンシャパは存在しない。木が存在しないから⁽¹⁵⁾。【木一般を限定し得るが、シンシャパなどの特殊は〔限定し得〕ないが、その場所だけで、シンシャパの無を知りたい場合、木の無知覚によってシンシャパの無を証明する。PVT(Ś)P20b7-8, D17a3-4】

④原因の無知覚⁽¹⁴⁾ (kāraṇānupalabdhi)

PVSV p.5,22

tasmāt kāraṇānupalabdhir evābhāvaṃ gamayatīti /

【結合関係があるから】原因の無知覚だけが【結果の PVT(Ś)P20a8】無を理解せしめるからである。

PVSV p.6,4.

hetvasiddhyā yathā nātra dhūmo 'nagneḥ /

因の無知覚によって、例えば、ここに煙は存在しない。火が存在しないから⁽¹⁶⁾

以上のダルマキールティ、シャーキャブツディによるA.非実在なものをダルミンとする場合、B.(1)~(6)実在を根拠とする推理論は以下に示すカマラシーラの *Madhyamakāloka* (Māl) においてA.は活用され、B.(1)~(6)は一切法無自性においては成立しないとしてその前主張や後主張での反論として取り上げられているといえよう。上のA., B.(1)~(6)に対応させて後期中観派の推理論を示す。

II. 後期中観派の推理論

A. 非實在なものをダルミンとする場合は、ダルマキールティの推理論 I. A. を活用し PV 他比量 vv.136-137ab, 141-143を引用すると共に、特にそのシャーキャブッディの註釈に立脚し「虚空が前などの自性をもたないことを継時的同時的な因果効力の欠如を立証因として論じる」見解を逆手に取り中観派もそれと同様に無自性論証を遂行する故、非實在なものをダルミンとしても所依不成ではなく、排除のみを自性とする立証因は不成ではないと論じる。cf Māl P188a7-189b-1, D172b1-173b1⁽¹⁷⁾

B. 学説によるものではなく言語行為（vyavahāra）として成立するものをダルミンとする場合

ダルマキールティの推理論においては、上の I. (6)の P V III (96)で表明される通り同一性、結果の能証による肯定的推理にせよ、無知覚の能証による否定的推理にせよ、それらは實在（vastu）に基づくものである。

(1)上のダルマキールティの三種の能証すなわち自性、結果、無知覚の能証と規定するものはそのまま本稿 Māl 和訳研究、後主張II-3-1.中に取り上げられている。

(2)結果と自性の能証が實在（vastu）を証明するものであるというダルマキールティの理論は、そのまま本稿 Māl 和訳研究、前主張と後主張のII-3-1.中に取り上げられている。他方、カマシーラはその後主張においてダルマキールティと異なり言語行為（vyavahāra）に依存するとし、以下の通り個々に吟味している。

①結果の能証（kāryahetu）（cf 本稿 Māl 和訳研究、後主張II-3-1-1.）

結果の能証に関しては、映像（pratibimba）という結果は、虚偽であっても、それ自体の因（自己の顔など）が推理されるものである場合、言語行為（vyavahāra）の真実に依存して結果の能証を用いる。したがって、結果の能証は實在を証明するものではない。

結果の能証の無自性論証への適用

四極端の不生起を能証とし、無自性を所証とする推論は結果の能証による推論である。その論証の結論部分においてカマシーラは次の通り述べている。

先生（ācārya）も、世俗（saṃvṛtti）として因果関係（kāryakāraṇabhāva）はあるのであって、言語行為（vyavahāra）として一なる〔原因〕から多なる〔結果〕（ex.眼から次刹那の眼及び眼識）が生起することや、多なる〔原因〕から一なる〔結果〕（ex.眼、光、精神集中から眼識など）が生起することを常識のまま（tathāprasiddha）に見て取られるから、また眼なども肯定的随伴（anvaya）と否定的随伴（vyatireka）によって眼識などの〔結果の〕生起の区別を知って愚かな人々を導くために、結果の能証（kāryahetu）を述べる時、原因の区別が〔結果の〕区別を設けると述べるのであるが、勝義として〔述べているの〕ではないと理解しなくてはならない。勝義としてそれ（結果の能証）は成立し

ないから、以前に吟味したようにである⁽¹⁸⁾。

結果の能証による推論の成立を言語行為として有効なものとし、勝義としては成立しないことにより、世俗としての生起、勝義としての不生により勝義実在を退け、無自性の立証可能なことを示している。これは上の映像の世俗としての生起、勝義という点での不生と同じ論理で無自性論証成立の根拠を示している。

②自性の能証 (svabhāvahetu) (cf 本稿 Māl 和訳研究、後主張II-3-1-2.)

自性の能証に関して、対論者が『唯識三十頌』などでアートマンなど(ダルミン)の無自性を証明する際、アートマンは虚偽であるとの結論を導くために遍計所執性を内容とした同一性の能証を用いる故、対論者も同一性の能証により実在を証明しているのではない。したがって、中観派も同一性の能証により諸存在の虚偽なることを論じ一切法無自性を証明するとする。これは対論者(唯識派)の論証を逆手にとり、自性の能証は実在を証明するものではないと導くのである。

自性の能証の無自性論証への適用

四不生、離一多性、四極端の不生起などを能証とし、無自性を所証とする推論は自性を能証 (svabhāvahetu) とする推論である。それが能遍の無知覚因 (vyāpakānupalabdhi) により表される。

③無知覚の能証→以下の(6)

(3)自性間の結合関係 (svabhāvapratibandha) — 同一性 (tādātmya) と因果性 (tadutpatti) の問題

本稿 Māl 和訳研究II-2.において一切法の離性(所証)は超感覺的 (atyantaparokṣa) である故、能証との結合関係 (pratibandha) が成立しないとの詰問に対し、あるダルミンが成立していて、所証に疑惑がある場合、必然関係 (avinābhāva) のある能証を述べることにより一般的に正しく成立している所証を立証する。それ故、結合関係は確定される。同様に、幻、陽炎などの一般にあるダルミンに関して、能証である離一多性が成立する故、勝義無自性(所証)である。したがって<自性が存在すれば、必ず一か多である>という同一性 (tādātmya) の結合関係が成立する。

(3a)無自性論証と結合関係 (pratibandha) の問題

離一多性因による無自性論証において、所証である無自性と能証である離一多性が絶対否定 (prasajyapratīṣedha) である場合、能証と所証の二が理解させるもの (gamaka) と理解されるもの (gamyā) であり得ない、との詰問が中観派に向けられている。その理由として無自性であるから、結合関係 (pratibandha) が存在しないから、無区別 (tha dad pa med pa, abhinna, abhedā) であるから [以下の(4a)で吟味する]、という三つの根拠が提示されている (Māl P243a3-5, D219b1-2)⁽¹⁹⁾。それに対し、カマラシーラは結合関係のうち因果性 (tadutpatti) については、因果の二は同時にあり得ない故、そこに因果性を考えることは構

想されたものである。また近接していない二者に結合関係は存在ないと論じる。さらにダルマキールティのP V III 26⁽²⁰⁾を逆用し因果性は概念知 (kalpanā) により設けられるとし、また同一性 (tādātmya) に関しても真実なものではない。なぜなら、それは関係である限り二者を必要とし、また同一性である限り二者であることは不合理である。したがって、あらゆる結合関係は概念知により構築されたものであるから、非実在 (dñōs po med pa, avastu) に適用されると論じている (MāIP244b1-7, D220b3-7)⁽²¹⁾。

(4)同一性 (tādātmatva) の場合、証明するものと証明されるものの区別が存在しない

(4a)無自性論証と無区別の問題

所証と能証とが無区別となるという同一性 (tādātmya) を根拠とする場合の詰問に関して、カマラシーラは離一多性を能証とする無自性論証の中で、以下の通り答弁している。それは、同一性 (tādātmya) が、例えば離一多性 (能証) による無自性 (所証) の立証に適用可能であることの根拠を提示するものでもある。

(4a-1)同一性 (tādātmya) とは、無区別 (abheda) の同義語であるから、またそれ (同一性) は無自性も無我と等しい故に、[非実在に関して] 矛盾は全くない (MāI P244b8-245a1, D220a1-2)。

これは、対論者も遍計所執性を内容とするものを能証として諸法無我の証明を遂行するわけであるから、このことを根拠として無自性の論証は無我の論証と等しいと見立て、対論者のアートマンの非存在の証明を根拠として同一性は非実在にも適用し得るとする。したがって非実在に関して同一性は矛盾しない故、離一多性を能証とし無自性を所証とする推論は成立すると導く。

(4a-2)もう一方の所証と能証の無区別の問題の克服は、以下のものである。それは上の I.B.(4)のシャーキャブツディのアポーハ論を逆用するものである。

アポーハ論により本質は異ならなくとも否定対象 (ldog pa, vyāvṛtti) の区別がある。すなわち、例えば<作られたものは無常である>という同一性を根拠とする場合、作られていないものの否定が作られたものであり、無常にあらざるものの否定が無常であるという否定対象の相違があると論じ、理解させるものと理解されるものの区別がある得る故、常住な存在を無効力を能証として退ける刹那滅論証の場合と同様、同一性 (tādātmya) を根拠とし離一多性を能証とする無自性論証は成立すると導いている (MāIP244b7-245b4, D220b7-221b2)⁽²²⁾。

なお因果性 (tadutpatti) の無自性論証への活用は次の点に見られる。カマラシーラは因果関係の吟味において経量部の有形象知すなわち認識因果論を因果性 (tadutpatti) 及び相似性 (tatsārūpya) の観点から論破している。

(5)知の中に置かれたダルミン

A. 非実在なものをダルミンとする場合、所依不成 (āśrayāsiddha) とはならない根拠として活用している⁽²³⁾。

(6)無知覚 (anupalabdhi) の能証の問題

①自性の無知覚 (svabhāvānupalabdhi)

カマラシーラは、< Xを欠いているYの認識 > に関し、その論理は相対的な空性である彼々空性 (itaretarāśūnyatā) であって、相空性 (lakṣaṇaśūnyatā) ではないと答弁し、相空性こそが勝義としての一切法無自性を意味するとする⁽²⁴⁾。それは< 彼々空性は最も劣ったものであり汝により断たれなくてはならない⁽²⁵⁾ > という『楞伽經』を典拠とするものである。これは、ダルマキールティ批判といえる。

②超感覚的なもの (atyantaparokṣa) には対立関係 (viruddha) は成立しないという反論に対し、カマラシーラは、以下の見解を示している。 幻や空中の蓮華などに関して、一般的に無自性と対立することがあり得る。さもなければ、対論者にとっても、自在神などは無自性であると証明できないことになる。幻などの虚偽なものにも生滅などの属性が顕現することを上げ、諸論師は勝義に導くために灯火などに関して、常、無常などの諸の属性の対立を顕現するままに (yathādarśanam) 確定する。

滅無因である故、火を滅する他なる因は存在しない。したがって、火には実として対立するものはない。また火と冷たさなども実として外界の対象 (bāhyārtha) であることを本質とするのでもないし、知の形象 (jñānākāra) であることを本質とするのでもない。ダルマキールティによって対立の理解 (virodhagati) といわれる通り、対立は言語行為としての事物に依存していわれ、実なるものではない。したがって、対立関係は実在としてではなく、言語行為 (vyavahāra) としてのものである。こう解釈することの妥当性を以下の点に求めている。ダルマキールティらは対立の理解 (virodhagati) といっている⁽²⁶⁾。

③能遍の無知覚 (vyāpakānupalabdhi)

遍充関係に関して、それは言語行為に依存して構想された一般 (木など) と特殊 (シンシャパなど) の関係によって確定される。その場合、能遍である木 (vṛkṣa) などの一般は実として存在するわけではない。所遍である特殊なるシンシャパー (śimśapā) なども実として外界の対象であることを本質とするのでもないし、知の形象であることを本質とするのでもない。したがって、遍充関係は実在ではなく、言語行為によるものである⁽²⁷⁾。

④因の無知覚 (kāraṇānupalabdhi)

因果関係 (kāryakāraṇabhāva) については種と芽などの因果関係は世俗的なものに依存している。なぜなら、実なる種などは成立し、夢などでも虚偽なものも顕現するからである。目覚めている場合でも、因果としてある幻など真実でないものも認識されるからである。したがって、因果関係は言語行為としてのものであって、因果関係が成立するからといって自性を有した実在が成立するのではない。因果関係は能遍であり、自性が所遍である。その逆ではない。また無知覚因に関して、実在が実在を否定するとはいえない。四不生や離一多性を能遍の無知覚因として無自性は証明され得る⁽²⁸⁾。

以上の通り肯定的推論も否定的推論も実在に基づくとするダルマキールティの推理論⁽²⁹⁾と後期中観派がそれを活用し言語行為において立てる推理論との相違が MāI の前、後主張に現れている。

結 論

後期中観派の推理論 A、及び B、(1)~(6)を総合していい得ることは次のことである。

1. 非実在なものをダルミンとする場合は、ダルマキールティの P V 他比量 vv.136-137ab, 141-143を引用し、それに対するシャーキャブッディの解説すなわち「虚空が前などの自性をもたないことを継時的同時的な因果効力の欠如を能証として論じる」見解を逆手に取り、中観派もそれと同様に無自性論証を遂行する故、非実在なものをダルミンとしても所依不成ではなく、排除のみを自性とする能証は不成ではないと論じる。すなわちダルマキールティの見解に対するシャーキャブッディの解釈を活用し無自性を論証とする推理論を確立している。また勝義として絶対否定 (prasajyapratishedha) である能遍の無知覚因 (vyāpakānupalabdhi) と所証である無自性との同一性 (tādātmya) による否定的遍充の確立、その際の能証と所証とが無区別になりはしないかとの懸念はアポーハ論、特にシャーキャブッディの否定対象 (ldoga pa) の相違による区分により根拠が与えられ、それは退けられる。

2. 学説 (siddhānta) によるものではなく言語行為 (vyavahāra) として成立するものをダルミンとする場合は、三種の能証 (結果の因、自性因、無知覚因) を言語行為として有効なものとし対立、遍充関係、因果関係の成立による肯定的遍充、否定的遍充の確定を通じ無自性論証を遂行していることが知られる。その際、肯定的推理、否定的推理の両面において実在 (vastu) を根拠とするダルマキールティの推理論を批判し、後期中観派は、それを言語行為に基づく推理論として確立している。その根拠として結果の能証の場合は、虚偽なる映像により、その因 (自己の顔など) が所証であることを、また自性の能証には、遍計所執性を内容とする能証によりアートマンの虚偽であることを証明する場合を上げ、推論は実在を基盤とするものでないとする。その上で必然関係 (avinābhāva) のある能証を用いることで自性間の結合関係 (svabhāvavpratibandha) —— 同一性 (tādātmya)、因果性 (tadutpatti) は確定され、またそれらは概念知 (kalpanā) に依るものとする。この解釈はダルマキールティが関係を概念知によるものとする点に依っている。また以上のプラマーナの解釈の根底には効力を有するものを実世俗に、そうでないもの、すなわち遍計されたものを邪世俗に配し、一切法の勝義無自性を標榜する後期中観派の二諦説がある。この点がダルマキールティのプラマーナ論を解釈する上に反映している。これらの点に立ち、無自性論証は確立されている。以上からして *Madhyamakāloka* における推理に関する前主張はダルマキールティの実在を基盤とする推理論からなるといい得る。すなわちダルマキールティ及びシャーキャブッディの理論の活用、逆

用、批判を通じ中観思想の再構築を遂行するための推理論を確立している。

3. 推理の場合と同様、直接知覚に関しても、その前主張は直接知覚の領域を實在とし、効力を有するものを實在と見るダルマキールティの理論と考えられる。その後主張では直接知覚の領域が實在であることを論難し、無自性の直観はヨーガ行者の領域とする。すなわちダルマキールティのヨーガ行者の直接知覚による無我の直観を活用、逆用している。

梗概

推理 (anumāna) による一切法無自性論証

— その成立基盤、實在 (vastu) と言語行為 (vyavahāra) —

I ダルミンに関する吟味 — 所依不成 (āśrayāsiddhi) の問題 (前主張 P144b7-8, D134b6-7)

I-A. 非實在をダルミンとする場合 (後主張 P186b3-191a8, D171a2-175a3)⁽³⁰⁾

I-B. 学説 (siddhānta) に基づくものではなく言語行為として成立するものをダルミンとする場合 (後主張 P191a8-192a6, D175a3-b6)⁽³¹⁾ — 中観派は、学説に基づくものをダルミンとすることはなく言語行為として成立しているものをダルミンとして無自性論証を遂行する。それ故、所依不成の誤謬は起こらない。

II. 能証に関する吟味⁽³²⁾

II-1. 能証一般に関する吟味 (前主張 P144b8-145a4, D134b7-135a3) (後主張 P192a6-8, D175b7-176a1)

対論者と立論者の双方に正しく成立している能証により無自性論証を遂行する。

II-2. 能証と所証の結合関係に関する吟味 (pratibandha) (前主張 P145a4-6, D135a3-4) (後主張 P192a8-b5, D176a1-5) — 所証との必然関係 (avinābhāva) のある能証により無自性論証を遂行する。

II-3. 三種の能証

II-3-1. 實在を証明する能証 (vastusādhana)、II-3-1-1. 結果 (kārya) と II-3-1-2. 自性の能証 (svabhāvahetu) に関する吟味 (前主張 P145a6-8, D135a4-6) (後主張 P192b5-193b3, D176a5-177a2)

II-3-2. 否定を証明する能証 (pratiśedhahetu)、無知覚の能証に関する吟味 [(前主張 P145a8-146a8, D135a6-136a3) (後主張 P193b3-195b8, D177a2-179a3)]⁽³³⁾

[以下に示す本稿での訳出は I-B, ~II-3-1., なお I-A, 及び II-3-2. は訳出済]

Madhyamakāloka 和訳研究

〔I. ダルミンに関する吟味（前主張 P144b7-8, D134b6-7）〕

推理 (anumāna) によってもあらゆる存在は空性 (sūnyatā) であるということは証明され得ない。汝 (中観派) にとって、基体 (āśraya) としてのいかなるダルミンも存在しない故に、また能証も喩例 (dṛṣṭānta) など不生である故に、あらゆる能証が基体と自性の不成立 (āś-*raya*-, *svarūpa-asiddha*) にほかならないなら、どうしてそれ (不成立な立証因) によって、それ (一切法無自性) が証明されようか。

〔II. 能証に関する吟味〕

〔II-1. 能証一般に関する吟味（前主張 P144b8-145a4, D134b7-135a3）〕

< [中観派が] 相手方に成立しているから、対論者が認める能証などによって [すなわちプラサンガによって]、自己の主張を証明する、というなら >

それも、不合理である。[能証に関する] 規定は、立論者と対論者の双方 (D135a1) に正しく成立しているというものであるからである⁽³⁴⁾。というのは、もし、対論者が認める能証などは実際には存在するものではないが、相手方が愚かさによってそれ (能証) は存在していると考えただけのものであるなら、どうして、それ (相手方の愚かさに基づいた能証) によって汝 (中観派) の主張が正しく成立しようか。もし、それ (能証) が實在 (vastu) という様態で存在する (P145a3) に他ならないなら、そうであれば、その時、相手方だけに成立するのではない。汝にとっても [實在として] 成立しているからである。諸の實在の成立と不成立は、人の意図によってもたらされるのではない。対論者が認める能証 (sādhana) などが存在すると認めるなら、諸の實在は自性を具えているということも、何故、認めないのであるか。

〔II-2. 能証と所証の結合関係 ('brel pa, pratibandha) に関する吟味（前主張 P145a4-6, D135a3-4）〕

どうあっても、一切法の離性といかなる能証とも、結合関係 (pratibandha) が成立しない。それ (一切法の離性) は、全く (D135a4) 知覚されない (atyantaparokṣa) からである⁽³⁵⁾。もし、[それらの結合関係が] 成立するなら、あらゆる人々が真理を見ることになってしまうことにもなり、[真理は] 最初から成立してしまっているから (P145a6)、能証を付き従えることは、無意味でもある。

〔II-3. 三種の能証〕

〔II-3-1. 實在を証明する能証 (vastusādhana)、II-3-1-1. 結果とII-3-1-2. 自性の能証に関する吟味（前主張 MāIP145a6-8, D135a4-6）〕

また、まず自性 (svabhāva) と結果 (kārya) の能証は、一切法が無自性であることを証明し得ない。それら (自性と結果の能証) は、實在を証明するもの (vastusādhana) だからである⁽³⁶⁾。汝 (中観派) の見解 (mata) では、その二 (自性と結果の能証) はあり得ない。と

というのは、一切法は不生(anutpanna)である故、何も何らのものとも因果関係(kāryakāraṇabhāva)にあるとは認められないから、結果の能証はあり得ない。一切法は無自性である故、何ものにもいかなる自性もないから、自性の能証といったものがどうしてあろうか。

[II-3-2. 否定を証明する能証、無知覚の能証に関する吟味(前主張 P145a8-146a8, D135a6-136a3)]

MāI 後主張 (P191a8-193b3, D175a3-177a2)

[I-B. 学説に基づくダルミンに関する吟味 (P191a8-192a6, D175a3-b6)]

また、諸の賢者の承認するものが、[吟味することなく承認されている学説によるものではなく]吟味した後に確定される実在(dñōs po, vastu)自体であるなら道理に適っている⁽³⁷⁾。吟味している時には[実在であると確定されて]いない。それ故に、それ(実在であること)が確定されていないから、また吟味もそれ(実在であること)を確定するためのものであるからである(P191b2)。したがって、プラマーナによって、真実を確定する時に、何人にも学説(siddhānta)は認められていない故、その場合、どうして所依不成(āśrayāsiddha)である故にダルミンが成立していないなどということによって詰問するのであるか。

[反論]

この真実論者自身が最初にプラマーナによって確定してから他の人々に証明しようとして展開するのであるから、それ故、それ(真実)は[他者が]学説を承認する前にまさしく存在しているに他ならないと(P191b4)主張する。

[答論]

それも、不合理である。自ら理解する場合、学説を認めてはいないからである。最初に学説を承認していない論者自身が、プラマーナによって真実を理解するその(プラマーナ)自体によって他者を理解させる場合、どうして学説を承認しているといえようか。この自分自身が、先にプラマーナによって真実を確定している場合、他者を学説だけで理解させることも成り立たないし、他の賢明な人も、その(学説の)言葉だけでプラマーナにあらざる(D175b1)ものを信頼することもないのである。そうであれば、自分が[推論により真理を]確定する場合のように、他者に[推論による確定を]示す場合にも、同じであるから、あらゆる場合にプラマーナによってこそ真実を確定するなら、誰も学説を認めてはいないから、どうしてその(プラマーナによって確定する)ことでダルミンが成立しないなどといえようか。正しいプラマーナによって(P191b8)、論者の求めている所証(sādhyā)が成り立つとしても、学説を承認することで、その(推論)においてそれ(ダルミン)が拒斥されるのであるというこの主張に別の何の道理があろうか。実在の真実を吟味する場合、学説に基づいて(D175b3)正しいものであると承認されている(prasiddha)ダルミンに誰も依存することはない。そういった[学説に依存した]ダルミンは対論者と答論者双方において、いかなる場合にも成立しないからであ

る。というのは、佛教徒などが音声などのダルミンを元素からなるもの (bhūtabhautika) であると認めるように、そのようにヴァイシェーシカなどは「認め」ない。彼ら（ヴァイシェーシカ）は、それ（音声）を虚空の属性 (ākāśagūṇatva) であると仮説している (P192a3) からである。それ故に、そういった（学説に基づいた）ダルミンが成立しないなら、だれも、いかなる場合にも証明を試みないであろう。もし、そういった（学説に基づいた）ダルミンが成立するなら、その属性も双方の者に正しく成立 (D175b5) する故、論争にはならないであろう。そうであれば、真実を知ろうと望んでいる全ての人々は教義によって成立している特殊 (viśeṣaṇa) なダルミンを退けて、牛飼いに至るまでの人々に対して、この社会通念にこそ依存して所証と能証という考えを (P192a5) 設ける。それ故に、(D175b6) [汝が] 学説に依存して所依不成などという点で「誤謬であると」指摘することは、全く必然性のないことである⁽³⁸⁾。[学説に依存していて] 言語行為 (vyavahāra) としてさえも、全く成立していないダルミンなどに関して「絶対否定ではなく相対否定を行うなら」、このこと（所依不成）を指摘することは、全く道理に適っているのであるが⁽³⁹⁾、我々（中観派）にとっては、[ダルミンである] 色 (rūpa) などが言語行為としてさえも、全く成立しないというのではない。[したがって、言語行為として成立しているものをダルミンとする故、所依不成ではない。]

[II. 能証の吟味]

[II-1. 能証一般に関する吟味（後主張 P192a6-8, D175b7-176a1）]

[反論]

[中観派が] 対論者によって承認されている [が、自己の側では認めていない] 能証 (hetu)⁽⁴⁰⁾ など [によるプラサンガ] によって自己の主張を証明するなら、云々。

[答論]

それ（対論者によって承認されている能証であるということ）も、認められないから全く批判とはならない。というのは、我々は言語行為 (vyavahāra) によって（対論者と立論者の）両者に正しく成立している能証 (hetu)⁽⁴¹⁾ などによってこそ、これ（自己の主張）を証明するのである。(P192a8) 同様に、後に述べられなくてはならない。

[II-2. 所証と能証の結合関係の吟味（後主張 P192a8-b5, D176a1-5）]

[反論]

一切法の離性といかなる能証とも結合関係 (pratibandha) が成立しない。それ（一切法の離性）は、全く知覚されない (atyantaparokṣa)⁽⁴²⁾ からである。

[答論]

[一般的なダルミンに関して遍充関係が成立する]

それも、不合理である。(D176a2) 所証にとってのダルミンも成立していて、所証であるダルマと能証も共に関係していて所証と能証の関係があるのではない。その場合、論争はあり得ない（自明のことであり推論は不要となる）からである (P192b2)。かえって、あるダルミンそ

のものに関して、それ（ダルミン）が成立している場合に別の所証であるダルマに関して、疑惑があるなら、必然関係（avinābhāva）のある能証を述べることによって、ダルミンに関して、一般的に正しく成立している所証であるダルマを立証することは、道理に適っている。同様に、この（一切法離性を証明する）場合も幻、陽炎、夢、蜃気楼など一般にあるダルミンそのもの（D176a4）に関して、それ（離性）が成立している故に、勝義として無自性であるから、一多が自性などのダルマを遍充することが、まさしく成立するのであって、そのことも我々は別に（離一多性因による無自性論証において）色など論争の依り所であるもの（ダルミン）に関して、それ（一あるいは多）によって遍充されるダルマ（自性）を提示すること（有自性であれば、必ず一あるいは多なる自性が存在すること）によって、証明する故、（P192b5）（D176a5）〔結合関係が成立しないという〕過失はないのである。

〔II-3. 三種の能証〕

〔II-3-1. 実在を証明する能証——結果の能証（kāryahetu）と自性の能証（svabhāvahetu）の吟味（P192b5-193b3, D176a5-177a2）〕

〔反論〕

結果と自性という二つの能証は一切法無自性を証明し得ない。その二は、実在を証明するもの（*dñōs po sgrub pa, vastusādhana*）⁽⁴³⁾だからである。

〔答論〕

それも、不合理である。この（結果と自性の能証の）二が勝義的実在（*don dam pa pa 'i dñōs po ñid*）を証明するものとしては、決して成立しない。

〔反論〕

この（結果と自性の能証の）二は証明することを本質として機能するから、実在を証明するもの（*vastusādhana*）である。

〔答論〕

その場合、無自性（P192b7）も、何らかの推論（*prayoga*）の立て方の区別により⁽⁴⁴⁾〔種々に表される〕能証の自性自体により証明される場合、その二（自性の能証と結果の能証）がどうしてあり得ないであろうか。自性（D176a7）の能証（*svabhāvahetu*）こそが、結果の能証（*kāryahetu*）などとは推論を立てる仕方を区別して種々に述べられる。まさしくそれ故に、諸の賢者（ダルマキールティら）は要約して、主題に所属するもの（論理的根拠）であり、その（所属するもの）の要素（所証）によって遍充される能証は、〔三種〕である⁽⁴⁵⁾。

と推論の能証の定義を述べている。

それ故に、この場合も〔結果の能証などとは〕推論を立てる仕方を区別して自性（*svabhāva*）などのいかなる能証も合理的である故、矛盾は存在しない。同様に、後で論じられなくはならない。

その場合、勝義として一切法は不生であり、(P193a2) 無自性であるが、かえってそれら（一切法）には、言語習慣 (vyavahāra) の真実に依存しているもの、すなわちこの両者（同一性と結果の能証）も、存在するに他ならない故、どうしてその両者が全くあり得ないであろうか。真実としての自性 (svabhāva) と結果 (kārya) の能証自体でなくてはならない、ということに如何なる根拠もない。というのは、

[II-3-1-1. 結果 (kāryahetu) の能証に関する吟味]

映像 (pratibimba) という結果 (kārya) は、虚偽ではあっても、自己の因（色である顔など）が推理 (D176b3) されるもの (anumeya) である場合に能証 (hetu) としてまさしく知られる [映像があれば、色である顔などがある]⁽⁴⁶⁾。

鏡などの表面に映像という [対象である色と] 同一なもう一つ別な色が生起するということも、不合理である。諸の抵触性のあるもの (sapatigha) が、同一空間を占めることは妥当しないからである。その全く同じ色がそう（同一空間にあるものとして）認識されるということも不合理である。それ（映像）はそういった場所や形などと関係する本質を具えていないからである。というのは、諸の映像は鏡などの依り所にある場所や (P193a6) 形などの区別に従うと認識されるなら (D176b5)、諸の色がそのように（鏡の表面に）存在している本質を有しているのでもない。

[鏡の表面における映像という] 別の形象が別のものである（色）を把握したものであることは、不合理である。過大適用の過失となるからである⁽⁴⁷⁾。知識自体が映像という形象として顕現するから、それ（映像という形象）が知識の自性として実際に存在するというのも不合理である。というのは知識は、青などの具象的な (lus can, mūrta) 特性のものではなく部分 (P193a8) をもたない (cha śas med pa, anarīṣa) し、対象においてあるのではなく、多様な形象を欠くものであるといわれるに対して、映像はそれ（知識）と異なった特徴を自性として（虚偽なものとして）顕現するから、[映像は] それぞれの自性として真実である (D176b7) ということにどうしてなろうか [結果の能証は虚偽であり実在を証明するものではない]。

[II-3-1-2. 自性の能証 (svabhāvahetu) に関する吟味]

ちょうど、汝が (P193b1) 『唯識三十 [頌] (Sum cu pa, Trīmśikā)』などで、ブドガラなど（分別されたもの）の無自性を証明するために、

遍計所執性であるものは、虚偽に他ならない。例えば、石女の息子などのように。（遍充）アートマンなども、遍計所執性である⁽⁴⁸⁾。（論理的根拠）

[アートマンなどは、虚偽である。（結論）]

と推論 (prayoga) を設けることにより自性 (svabhāva) の能証を述べる。それと同様に、また、[中観派によって] 他の者達が構想したダルマは認識されないと [自性の能証により] どうしていわれてはならないのであるか。ちょうど、諸の先生が述べておられる、それと同様に、一切法に関して無自性であると証明するものとして (D177a2) 能遍の無知覚 (vyā-

pakānupalabdhi) を特徴とするダルマ (能証、例えば四不生、離一多性、四極端の不生起など)⁽⁴⁹⁾ を [自性の能証として] どうして述べないであろうか。同様に [自性の能証に関しては] 後に述べなくてはならない。

[以下、II-3-2. 否定を証明する能証、無知覚 (anupalabdhi) に関する吟味]

〔略号〕

BhK I: Kamalaśīla, *Bhāvanākrama*, Minor Buddhist Text part I&II, ed by G.Tucci 1978

Māl: Kamalaśīla, *Madhyamakāloka*, P.No.5287, D.No.3887

NB: Dharmakīrti, *Nyayabindu*, B.B.7.

PS: Dignāga, *Pramāṇasamuccaya*

PV: Dharmakīrti, *Pramāṇavārttika*

PVin: Dharmakīrti, *Pramāṇaviniścaya*, D.No.4211.

PVSV: Dharmakīrti, *Pramāṇavārttika-svavṛtti*, ed by R.Gnoli SOR 23 (1960)

PVT(Ś): Śākyabuddhi, *Pramāṇavārttika-ṭīkā*, P.No.5718, D.No.4220

TS: Śāntarakṣita, *Tattvasaṅgraha*

〔参考文献〕

一郷正道 (1999) 唯識派の提出するダルミンをめぐる一カマラシーラ著『中観の光』和訳研究 (8) 一、佛教学セミナー第70号 / (2000) カマラシーラの無自性論証と証因 (hetu)、大谷学報第78巻第3号

北川秀則 (1973) 『インド古典論理学の研究—陳那 (Dignāga) の体系—』

小林守 (1987) 無自性論証と所依不成 (āśrayāsiddha) の問題—カマラシーラの『中観明』を中心として—、文化 第50巻 第3・4号—秋・冬— / (1989) カマラシーラの離一多論証—『中観明』試訳(下)—、文化第53号第1・2号—春・秋—

Tom Tillemans (1982) The “Neither One nor Many” Argument for Śūnyatā, and Its Tibetan Interpretations: Background Information and Source Materials, Études de Lettres, Université de Lausanne

戸崎宏正 (1979) 仏教認識論の研究 上巻

松下了宗 (1984) *Satyadvayavibhāṅgavṛtti* をめぐる諸問題、龍谷大学仏教文化研究所紀要第23集

森山清徹 (1990 a) 後期中観派とダルマキールティ (2) —「空」を巡る論争: Lakṣaṇaśūnyatā と Svabhāvānupalabdhi—、佛教学研究紀要通巻第74号 / (1990 b) 後期中観派とダルマキールティ (3) —無自性論証と推理 (anumāna)—、佛教学『人文学論集』第24号 / (1995) Kamalaśīla による〈他不生〉の論証方法と経量部の因果論—因果同時、異時説の論破—、佛教学『文学部論集』第79号 / (1997) 後期中観派のサーンキヤ学説批判とダルマキールティ—自不生の論証、因中有果論、顕現説批判—、佛教学『文学部論集』第81号 / (2000) カマラシーラの自立論証としての無自性論証とダルマキールティの推理論—*Madhyamakāloka* 和訳研究—、戸崎宏正古稀記念論文集『インドの文化と論理』 / (2004 a) 後期中観派の自己認識に関する因果関係の吟味—*Madhyamakāloka* 和訳研究—、佛教学『文学部論集』第88号 / (2004 b) カマラシーラによるダルマキールティの因果論の検証—anvaya, vyatireka の吟味—、神子上恵生教授頌寿記念論集『インド哲学佛教思想論集』 / (2004 c) 後期中派による四極端の生起の論破とダルマキールティの因果論(上)—因果関係の確定要件としての自性 (svabhāva)—、佛教学『仏教学会紀要』第12号 / (2004 d) カマラシーラによる経量部説批判とダルマキールティ—認識因果論の吟味—、高橋弘次先生古稀記念論集『浄土学佛教学論叢』 / (2005) 後期中観派による四極端の生起の論破とダルマキールティ

イの因果論（下）－*Madhyamakāloka* 和訳研究－、佛教大学『文学部論集』第89号／（2006）
カマラシーラの因果論及びプラマーナ論の吟味とダルマキールティ－*Madhyamakāloka* 和訳研究－、佛教大学『文学部論集』第90号

〔注〕

- (1) 森山（1990 a） p.53 [Ob-5], p.61-64 [An-5]
- (2) cf Bhk I p.204, § 12
- (3) cf Bhk I p.198 § 9., pp.200-204. § 10 a) āgama b) yukti § 11
- (4) Tom（1982） Notes(39)-(52)
- (5) 小林（1987） pp.47-49
- (6) 注(4) cf NB2.19
atra dvau vastusādhanau, ekaḥ pratiśedhaetuḥ //
この（三つの能証の）中で、二（同一性と結果の能証）は実在を証明するものである。一（無知覚の能証）は否定を証明する因である。ダルマキールティによれば、否定を証明する無知覚の能証も、認識の条件が整えば認識される実在が認識されない場合のことであり、元来、全く認識されないもの（atyantaparokṣa）に関しては、その無も確定されない（cf PV III 94）。またそれとの対立関係（viruddha）や因果関係も成立せず、したがって対立関係や因果関係も実在に関して成立し得る。
以上のダルマキールティの実在に関する直接知覚及び推理の理論からすれば、中観派の主張する一切法無自性は証明され得ないことになるのであるが、カマラシーラはダルマキールティが実在（vastu）とするところを言語行為（vyavahāra）として解釈し、一切法無自性を立証する方式を確立している。
- (7) この〔反論〕の背景として次のことを上げ得る。ダルマキールティは、同一性の能証（svabhāvaetu）による推論に関して以下の通り述べている。
NB, 3-20 vastutas tayos tādātmyāt //
その二（能証と所証）は、実在という点では同一であるから。
- (8) cf 森山（2000） p.475
- (9) PV IIIのテキスト及び研究は、戸崎（1979）に依る。以下同様。
- (10) cf PV iにも同内容のことが論じられる。戸崎（1990） p.205 fn. (9)
- (11) このAを欠いているBの認識に関しては、直接知覚による無自性の直観を巡って論議されている。森山（1990） p.53 [Ob-4], pp.60-61 [An-4]
- (12) cf PVSV p.5,12-16, NB3.75-77
- (13) cf NB2.34
- (14) cf PVSV p.5,22 tasmāt kāraṇāupalabdhir evābhāvaṁ gamayatiti /, NB2.40
- (15) cf NB2.34
- (16) cf NB2.40
- (17) cf 森山（2000） pp.469-471
- (18) cf Māl P193a3-b2, D176b2-7. 本稿 和訳研究
- (19) cf 小林（1989） pp.87-88
- (20) PV III 26
niṣpatter aparādhīnam api kāryaṁ svahetutaḥ /
sambadhyate kalpanayā kim akāryaṁ kathañcana //
結果も自ら成立しているから他に依存するものではない。概念知によって〔因と〕結びつけられる。結果でないものが一体どうして〔因と結びつこうか〕。
- (21) cf 小林（1989） pp.91
- (22) cf 小林（1989） pp.91-93

- (23) cf 森山 (2000) p.475 注149)
- (24) cf 森山 (1990) p.27 [Ob-1],p.29 [An-1] この点は直接知覚による無自性の直観を巡って論議されている。森山 (1990) p53 [Ob-4], pp60-61 [An-4]
- (25) LAS (p.75, vol.16.No.672, p.599a)
- (26) cf 本稿 I.(6)② 2. PVSV p.5,14 森山 (1990 b) pp.29-32
- (27) cf 森山 (1990 b) p.32 [An-4]
- (28) cf 森山 (1990 b) p.32 [An-5]
- (29) cf 戸崎 (1979) p.172
- (30) cf 森山 (2000) に訳出
- (31) この部分は、一郷 (1999) pp.(6)-(8)に訳出
- (32) 森山 (1990 b) でII-3-2. の全訳を含め三種の能証に関する研究も発表したのであるが、他の部分については部分的訳出であった。その後、一郷 (2000) に訳出。
- (33) cf 森山 (1990 b) に訳出
- (34) cf PS ch.2-12bc, 北川 (1973) p.155 後主張II-1 TS 304
- (35) 全く眼に見えないものに関しては、その有、無を確定し得ない。cf PVIII94.
- (36) tatra dvau vastusādhanav ekaḥ pratiṣedhahetuḥ /
svabhāvapratibandhe hi saty artho 'rthaṁ na vyabharati /
sa ca tadātmavāt /...kāryasyāpi svabhāvapratibandhaḥ /
tatsvabhāvasya tadutpatter iti / (PVSV pp.2,19-3,4)
そのうち、二 (自性と結果) は実在を証明するものであり、一 (無知覚) は否定 [を証明する] 立証因である。なぜなら、自性としての結合関係があるなら、AはBを逸脱しない。[自性因に関して] それ (自性としての結合関係) は同一性だからである。…結果にも自性としての結合関係がある。その (結果の) 自性には因果性があるからである。
- (37) cf PVin D187b5 des na khas blaṅs nas brtag pa 'jug pa ni ma yin gyi / 'on kyaṅ brtags nas khas lan pa yin te / SDV12a1-2 rigs pa ses pas dpyad pa yi / 'og tu khas blaṅs bya bar bśad // brtags pa'i 'og tu khas blaṅ gi / khas blaṅs nas brtag pa 'jug pa ni ma yin no shes bya ba'i don 'di ni tshad ma rnam par gtan la dbab pa la sogs par rab tu dpyad zin pa'i phyir ro // このSDVにおけるPVinの引用は松下 (1984) pp.12-13に指摘される。
- (38) cf PV I 18
- (39) 他方、所証と能証が排除のみを意味する場合は、非実在なものをダルミンとしても所依不成とはならないことを示す。cf 注(17)
- (40) cf PS ch.2-14.北川 (1973) p.161.
- (41) cf PS ch.2-12bc. 北川 (1973) p.155.
- (42) cf PVIII 94 戸崎 (1979) pp.168-169.
- (43) 本稿 I.B.(2) 注(6) cf NB 2-19. atra dvau vastusādhanau, 'di la gñis ni dños po sgrub pa'o /
- (44) cf PVIII 90, NBII. 31. sbyor ba'i bye brag gis, prayogabhedāt
- (45) PV svārthānumānam lab.
pākṣadharmas tadarṁśena vyāpto hetus tridhaiva saḥ / 本稿 I.B.(1)
- (46) cf Mal P251a7-b2, D226a6-b1, 森山 (1990 b) p.12, 注(14)
- (47) cf anyākārajñānasyānyālabane 'tiprasaṅgāt AAA p.967, 13-14 p.967, 6-7
- (48) *Triṁśikā*
yena yena vikalpena yad yad vastu vikalpyate
parikalpita evāsau svabhāvo na sa vidyate //20//
ある実体が分別によって分別される。そのまさしく遍計された自性は存在しない。
- (49) これらを能証とする無自性論証に関しては、森山 (1995) (1997) (2004 c)

後期中観思想の形成とダルマキールティのプラマーナ論（森山清徹）

（もりやま せいてつ 人文学科）

2006年10月19日受理